

納付金返還規定

<言葉の定義> 納付金とは、選考料、入学金、施設費、授業料のことを言う。

状態		選考料	入学金	施設費	授業料	手続き	退学届
入学前	在留資格認定証明書交付前のキャンセル、または不交付		返還しない	支払い前		-	-
	在留資格認定証明書交付後	入国査証(ビザ)を申請せずにキャンセル		返還する		①在留資格認定証明書返却 ②ビザ拒否印のあるパスポートのコピーを提出。 または、キャンセルの意思表示文書の提出	不要
		入国査証(ビザ)を申請したが不來日					
		来日後、入学手続き前にキャンセル					
入学後	コース満了前の途中退学	帰国	返還しない	退学届の提出、手続き完了後、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残りの学期分の授業料の半額を返還する。	①帰国チケット(又は予約票)のコピー提出 ②穴空き在留カードの写真を提出	必須	
		進学			進学先入学許可証のコピーを提出。または、学生証のコピーか在学証明書を提出。		
		在留資格変更			在留資格変更完了確認。就職の場合は、就職先内定通知書のコピー、会社謄本のコピーを提出。		

※返金は学生指定の銀行口座に振り込み支払う。(振込手数料は受け取り人負担)

【納付金返還対象外】

- 1) 地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による休校。
- 2) 入国管理局による退去強制処分、学校の強制退学、除籍処分での退学。
- 3) 来日や入学手続きが遅れた際、入学が遅れて参加できなかった授業分の授業料と施設費。

ミッドリーム日本語学校

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-7-11

TEL : 03-3368-4931 / FAX : 03-3368-4932